

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布します。

平成30年3月31日

長野県知事 阿部守一

**長野県規則第36号**

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を  
次のように改正する。

第3条中「及び法において準用する他の法令」を削り、同条第2号中「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第4条第1号を削り、同条第2号中「証明書」を「法第20条の10の証明書」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とする。

第64条中「及び第6項」を「、第6項及び第8項」に改める。

第66条第1項中「若しくは第2項」を「から第3項まで」に、「若しくは第4項」を「、第4項若しくは第7項」に改め、同条第2項中「第40条の9第6項」を「第40条の9第7項」に改め、同条第3項中「第40条の9第11項」を「第40条の9第12項」に改める。

第118条中「第71条の2、第71条の23、第71条の44、第71条の64、第72条の74、第72条の97、第73条の42、第74条の31、第98条、第140条、第144条の55、第175条、第206条及び第746条第2項」を「第22条の3第1項」に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の」を「長野県総務部税務課及び長野県の県税事務所に勤務する」に改め、同条各号を削る。

様式第2号の裏面中「において準用する国税犯則取締法の規定」を削り、「又は差押」を「、差押え又は記録命令付差押え」に改める。

様式第86号中「第40条の9第2項」の次に「、第40条の9第3項」を、「附則第16条第4項」の次に「、附則第16条第7項」を、「附則第16条第6項」の次に「、附則第16条第8項」を加える。

様式第88号中「第40条の9第2項」の次に「、第40条の9第3項」を加え、「」の」を「、附則第16条第7項」の」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて交付されている検査吏員証は、この規則による改正後の長野県県税に関する規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

(長野県県税に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（平成29年長野県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号の改正規定中「第4条第2号」を「第4条第1号」に改め、同条第4号の改正規定中「同条第4号」を「同条第3号」に改める。

第118条の改正規定を削る。

税務課